新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和3年4月23日新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日から5月11日までとする。ただし、緊急事態措置 を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ 等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を 解除することとする。

- 2. 緊急事態措置を実施すべき区域 東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。
- 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相 当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い 医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を 及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。